

事務所通信

2011年10月号 No.76



(能生白山神社)

CONTENTS

- | | | | |
|----------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
…「成功と失敗」 | P1 | ● 紅葉のメカニズム | P4 |
| ● 消費税 仕入税額控除の見直し | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 年金給付 相談事例 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

「失敗と成功」

失敗の事例を挙げながら、成功するための能力とは何なのかをあぶり出し、重要ポイントをまとめてみます。

1. リーダーとして部下から尊敬されていない

リーダーは当然優れたリーダー・シップの持ち主でなければなりません。リーダー・シップを発揮できる人は、優れた意思決定能力と人間としての魅力を持ち、尊敬に値する知識と経験があり、人の心を分かってくれる、優れた心理学者でもある人です。また、いざというときには、部下の失敗を自分の失敗とする人でもあるのです。

2. 素直な性格でない

何事にも、自分の心に正直に素直に表現できることは非常に大切なことです。部下の成功を素直に喜ぶ事ができる、こういう赤ん坊のような素直さが、人の心を打ち、協力者を得、信頼を得られることとなります。へんな屁屈屈はビジネスチャンスを失うことが多くなるのではないのでしょうか。

3. 傲慢は失敗への道案内

ちょっとした小さな成功によって、小銭でも手にしたものなら、すぐに他人を見下ろすような傲慢な人がいます。金の力で何でも思い通りになると錯覚している人です。心の奥深くこうした傲慢の種を持っている人は、真の成功者にはなり得ません。他人がここまで育ててくれたという道理、部下が支えてくれたという道理を知らないからです。気づいた時には人々は去り、自分一人になっていることが多く、結局何も残らないことになるでしょう。

4. 気移り方の人

これは、本業がまだ確立していないのに、次々と他の職種に投資するタイプの経営者のことを言います。一時的な成功はまだ本当の成功ではありません。少なくとも10年以上の継続と無借金という財務状態にならない限り多角化は無理なのです。資金調達ができても、人材やノウハウの確立にはそう簡単に到達できるものではありません。志が低く、ちょっとした金儲けの話に乗るような経営者が成功するわけがないのです。

5. 金銭感覚が甘いタイプ

起業とは金がかかるものですが、会社は砂に水をまくように金をどんどん吸収していくものです。この金銭感覚のマヒが会社を衰弱、倒産させてしまいます。金の使い方、順番は経営者の姿を映す鏡なのです。1番に給与、2番に仕入先、3番に金融機関、4番に税金等、5番目に自分の報酬です。この順番が逆の会社は絶対に人から信頼されることはありません。

6. 変化に対応できない

頑固型経営とは一言で言えば『変化』に適応する能力の樹立と実行のことです。起業当時と現在では、何がどのように変化してきているのか、年度初めに計画したことと実際の差異は何か等、常にレーダーを張ってキャッチすることは、これからの経営者にとって、常識的能力なのです。先見性による先取りこそ先駆者利益が隠されています。（CLUE誌より）



消費税 仕入税額控除の見直し

平成23年度税制改正の1つに、「課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入等の税額の全額を仕入税額控除する制度（95%ルール）の見直し」があります。具体的には、**平成24年4月1日以降に開始する課税期間**から、**課税売上高が5億円を超える事業者**はこの95%ルールの適用対象外となります。

仕入に関する消費税は、売上の種類に伴い、次の3つに区分されます。

- ①課税売上上のみ要する仕入税額
- ②非課税売上上のみ要する仕入税額
- ③両者に共通して要する仕入税額

全て課税仕入であっても、どんな内容の売上に対するものかによって計算方法が変わってきます。しかし、売上のほとんどが**課税売上**である場合（課税売上割合*が95%以上）は、この区分に関係なく、全て仕入税額控除とすることが出来ます（95%ルール）。

*課税売上割合＝総売上に占める課税売上の割合

現在において課税売上割合が95%未満の事業者、及び、今回の改正においてこの95%ルールが受けられない事業者は、本来の考え方によって計算する必要があります。この計算方法が2通りあります。

個別対応方式	一括比例配分方式												
仕入を上記3種類に <u>明確に区分している必要</u> があります。	仕入を上記3種類に区分する必要はありません。												
<table border="1"> <tr><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td></tr> </table>	①		②		③		<table border="1"> <tr><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td></tr> </table>	①		②		③	
①													
②													
③													
①													
②													
③													
①は全額仕入税額控除の対象となり、②は全額控除の対象となりません。③は課税売上割合相当額が控除対象となります。	①、②、③の合計額のうち課税売上割合相当額が仕入税額控除の対象となります。 またこちらを採用すると 2年間変更出来ません 。												

◎計算例

課税売上消費税額 5,000千円

課税売上割合 90%

①課税売上上のみ要する仕入税額 4,000千円

②非課税売上上のみ要する仕入税額 100千円

③両者に共通して要する仕入税額 500千円

個別対応方式	一括比例配分方式
仕入税額控除 ①+③×90%=4,450千円	仕入税額控除 (①+②+③)×90%=4,140千円
納税額 5,000千円-4,450千円=550千円	納税額 5,000千円-4,140千円=860千円

上記例では、個別対応方式のほうが有利ですが、実際どちらが有利になるかは計算してみないとわかりません。個別対応方式では事務が煩雑になりますが有利になるかもしれませんし、一括比例配分方式は事務の手間がありませんが実は不利だったという場合も考えられます。

どちらが有利になるか、また仕入の区分についての細かい点など不明なことがありましたら、事務所へお問い合わせください。

年金給付 相談事例

年金給付＜誤解による相談事例＞

(1) 特別支給の老齢厚生年金の請求

Q 60歳から特別支給の老齢厚生年金を受け取ると減額されるのですか？

A 減額されません。厚生年金保険に加入されていた期間が12カ月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を60歳から（生年月日によって異なる）受け取ることができません。60歳から受け取ったからといって減額されません。
また、受給権が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額はされません。65歳以降に老齢厚生・基礎年金においては繰り下げ制度により年金額が増額する制度もあります。

(2) 在職中の老齢厚生年金

Q 先月から給料が大きく下がったから、年金額は停止が解除されて受け取る額が増えるはずなのに、増えていないのは、どうしてですか？

A 在職老齢年金の支給停止額は、その月に実際に受け取った給料によって決まるわけではなく「標準報酬月額」によって決定します。「標準報酬月額」は基本給や諸手当などの固定的賃金の変動により従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合に、変動があった月から数えて4ヶ月目に変更されます。したがって年金の増額も4ヶ月目からとなります。
また、退職後に支給停止が解除されるのは、被保険者資格喪失日の翌月からになります。

(3) 雇用保険（失業給付）との調整

Q 雇用保険の失業給付が終了したのに年金がいつまでたっても支払われません。失業給付が終了したあと、年金の受給再開の手続きは必要なのですか？

A 「支給停止事由該当届」の提出がなければ支給再開されません。失業給付を受けるようになった時に「支給停止事由該当届」を提出していただくと、失業給付が終了した後、自動的に年金の支払が再開します。この届出がない場合、支給再開されません。

(4) 65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金

Q 65歳になった際に「支給額変更通知書」が送られてきましたが老齢厚生年金の額が減っているのは、なぜでしょう？またもらえなくなるの？

A 引き続き受給できます。「特別支給の老齢厚生年金」は65歳に達すると、その受給権は消滅し、同時に新たに65歳からの「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の受給権が発生します。
実質年金額が下がっているわけではなく、「特別支給の老齢厚生年金」の内訳であった「報酬比例部分」及び「定額部分」の金額が、65歳からはそれぞれ「老齢厚生年金」、「老齢基礎年金」として支給されます。

年金額は個々違うためもしおかしいと思われたら最寄りの年金事務所へお尋ね下さい。

また、糸魚川市役所においても年金相談日が月2回実施されていますのでぜひご活用下さい。くわしくは市のHPでご確認下さい。

< 倉 又 >

紅葉のメカニズム

紅葉のメカニズム

紅葉 一葉の色が変わるまで

紅葉は葉の色が変わることですね。木にとって「葉」はどんな役割をしているのでしょうか。

日が長く暖かいとき、「葉」は光合成により栄養をつくります。しかし、夏から秋にかけて日が短くなり気温も下がってくると、木は周りから十分なエネルギーを得ることができなくなります。そこで木は活動を抑え休眠状態にはいります。そうすると葉はいりません。木は「もう葉は必要ない」と判断すると、葉と枝のあいだに「離層(りそう)」という仕切りをつくります。その仕切りによって木と葉の間で養分が循環しなくなります。そして葉が枯れ落ちていくのです。

紅葉はここで起こります。仕切りがつくられ、葉と木のあいだで養分が循環しなくなると、葉の成分が変わり葉の色に変化が生じます。これが紅葉のメカニズムです。



美しく紅葉するための条件

紅葉が美しくおこなわれるためには、朝晩の冷え込みと十分な日光が必要です。

秋に一気に冷え込むことにより、緑色の物質が素早く分解される。また昼に十分な光を受け、たくさん蓄えられた糖分が、晩の冷え込みで一気に赤色に変わります。夜に温度が高いままだと葉の呼吸に糖分が使われうまく変色できません。これらの条件がそろふことにより、葉が鮮やかな赤や黄色になります。



< 小 林 >

Q1 親から毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりますか。

A1 各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税がかかりませんので申告は必要ありません。

ただし、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利」の贈与を受けたものとして贈与税がかかります。

Q2 平成23年中に自宅の新築にあたり、親から800万円の贈与を受けました。贈与を受けた住宅取得資金の金額が非課税となる金額以下の場合は、申告しなくてもいいですか。

A2 平成21年から平成23年中に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合は、一定の要件を満たせば非課税の特例が受けられます。

平成23年は1,000万円までが非課税となりますが、この非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、必要事項を記載した贈与税の申告書に計算明細書、戸籍の謄本、住民票の写し、登記事項証明書、新築や取得の契約書の写しなど一定の書類を添付して、税務署に提出する必要があります。

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
10月21日(金) 午後1時30分～	テルモ経営研究会 「ハイパフォーマンス」な チームを作りませんか?	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	アイエヌシー生命保険㈱ 新潟営業部長 渡邊大輔 様	3,000円
10月25日(火) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	日本政策金融公庫 高田支店	—

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計でお困りの方、企業経営**
について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さ
い。



～ おもしろ雑学 ～

金魚は鳴く!?

ペットとして飼われている金魚。実は、**金魚は鳴く**。金魚
の鳴き声はととても小さく、「ギュッギュッ」という音。鳴
くといっても声帯があるわけではなく、ノドの奥にある歯
をきしらせて鳴くのである。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より (担当: 山田)



休日カレンダー



10月 (神無月) October

日	月	火	水	木	金	土
						1 小林・斉藤
2	3	4	5	6	7	8 田中・村井
9	10	11	12	13	14	15 伊藤・原
16	17	18	19	20	21 テルモ経営研究会	22 池原・山田
23	24	25 融資相談会	26	27	28	29
30	31					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



10月の税務

- 10月11日 平成23年9月分源泉所得税・住民税の納付
- 10月31日 平成23年8月決算法人の法人税等・消費税の確定申告
平成24年2月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
平成24年5月、平成23年11月決算法人の消費税の中間申告、納付

あとがき

毎年この季節になると、「スポーツの秋」「読書の秋」ということで、そちらの方向で頑張ろうと思うのですが、「秋の味覚」という誘惑に負け、結局は「食欲の秋」に落ちてしまっています。今年こそ、積極的に体を動かし、日頃の運動不足の解消を図り、「スポーツの秋」の方向で頑張りたいと思います。

伊藤